

「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」 使用料の助成金制度について

町民の皆さんにご利用いただいている「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」は、安平町商工会が管理している施設で、使用する場合は使用料がかかります。

この制度は、サークル活動や団体が会議などで「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」を利用した場合、支払った使用料を町が団体に助成する制度です。

この助成金制度を利用するためには、団体が登録を受け、助成対象団体となる必要があります。

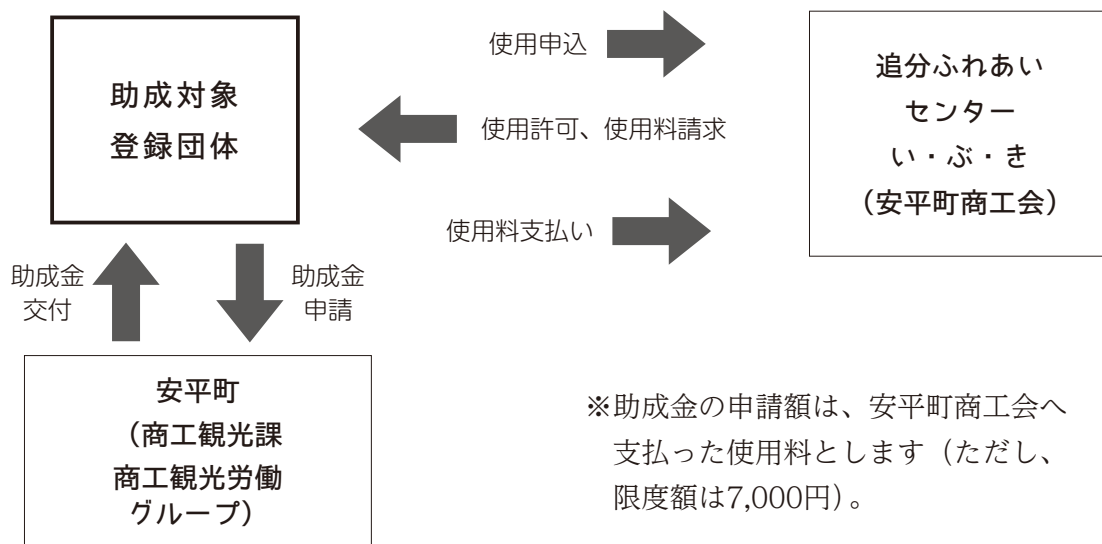
■助成対象団体となるには

- ・団体が町から認定登録されるには、申請が必要です。
- ・助成金の申請場所は、町窓口（商工観光課商工観光労働グループ）となります。
- ・利用内容によっては、お断りする場合があります。

（例：その団体の使用により、床および壁等を傷める恐れのある場合）

※利用が多くない団体でも、登録を済ませておけば「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」を使用した際は、助成金の申請ができます。

■助成金支出のフロー



■その他

- ・「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」の使用申し込みは、管理者である「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」内、安平町商工会追分支所となります。
- ・活動の目的上、登録できない団体もありますので、下記にお問い合わせください。
- ・営利目的の使用は助成金の対象になりません。

問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 29 7083

ポイントあびらからのお知らせ

■4月の木・金・土曜日は毎週3倍セール開催！

【実施日】4月6日(木)～8日(土)、13日(木)～15日(土)、20日(木)～22日(土)、27日(木)～29日(土・祝)

問合せ ポイントあびら 早来本所 ☎ 29 2789 (安平町商工会早来本所)
追分支所 ☎ 29 2154 (安平町商工会追分支所)